

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 定義

一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであつて、直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）の数が三十以上であり、かつ、その八割以上が建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であるものとする。

（一）民法第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）

（二）中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 建設事業に関する事業（建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関するものに限る。）を行つていること。

ロ 専任の職員を置く適当な事務組織を設けていること。

ハ 当該組合又は連合会が建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体（公益法人に限る。）